

国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件

○国税庁告示第 16 号

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成二十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和二年十月一日から適用する。

令和二年九月三十日

国税庁長官 可部 哲生

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
十一 酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号） <u>第</u> <u>十九条</u> 第六項の規定により提出する届出書	十一 酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号） <u>第</u> <u>十八条の二</u> 第六項の規定により提出する届出書